

○ 鈴鹿工業高等専門学校情報セキュリティ管理委員会規則

〔令和 8 年 3 月 23 日〕  
規則 第 135 号

鈴鹿工業高等専門学校情報セキュリティ管理委員会規則

(目的)

第 1 条 鈴鹿工業高等専門学校運営規則第 4 条第 7 項の規定に基づき、鈴鹿工業高等専門学校情報セキュリティ管理委員会（以下「委員会」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシー対策規則（機構規則第 98 号）第 20 条第 2 項及び鈴鹿工業高等専門学校情報公開取扱要項第 3 条に規定する事項を審議する。

(委員会組織等)

第 3 条 委員会は次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 情報セキュリティ責任者（校長）
- (2) 情報セキュリティ副責任者（副校長及び事務部長）
- (3) 情報セキュリティ推進責任者
- (4) 情報セキュリティ管理者（専攻科長、学科長、教養教育科長、課長及び教育研究支援センター技術長）
- (5) 情報処理センター長
- (6) その他委員長が必要と認めた者

2 委員会は、必要があると認めた場合は、構成員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見等を聴くことができる。

(委員会の運営)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員長は前条第 1 項第 1 号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、前条第 1 項第 2 号に掲げる者をもって充てる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(部会等)

第 5 条 委員会の下に、第 2 条に掲げた事項及び専門的事項を審議するため、部会等を設置することができる。

(事務)

第 6 条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定め

る。

附 則

この規則は、令和8年3月23日から施行する。